

国の就学支援金と千葉県の授業料減免について

- ◆ 就学支援金と授業料減免は、どちらも『納めた授業料が後から還ってくる』という内容の制度(還付)です。
(※『授業料』とは、学費全体のことでなく、納入金の中の『授業料』という項目のことです。)
- ◆ 手続は学校が取りまとめておこない、還付金は年度内数回に分けて生徒の学費引落口座へ入金致します。

1. 国の就学支援金

- 公立高校無償化とともに始まった国の制度です。
- 保護者の所得状況に応じて、9,900円を基本額とする補助を受けることができます。
- 審査に必要なものは、父母のマイナンバーです。文科省の専用サイトにご登録いただきます。
- マイナンバーをご登録後、千葉県が確認審査をおこないます。

$\text{市町村民税の課税標準額} \times 6\%$ - 市町村民税の調整控除の額 が 304,200円未満(父母合計) が対象。

2. 千葉県の授業料減免

- 保護者の所得状況に応じて補助を受けられる、千葉県の制度です。
- 納入金の『授業料』の全額、または県の定める額(20,100円)から就学支援金を差し引いた金額が補助されます。
- 就学支援金でご登録のマイナンバーを共有して使い、千葉県が確認審査をおこないます。

$\text{市町村民税の課税標準額} \times 6\%$ - 市町村民税の調整控除の額 が 227,100円未満(父母合計) が対象。

3. 審査基準と補助の金額の目安

- ※ 父母・高校生・中学生の4人家族で、父母のどちらかが働いている場合の目安です。
- ※ 扶養人数なども含めて判定されますので、表中の収入額はあくまで【目安】としてお読みください。

| 保護者の収入の目安 | 国の就学支援金 | 千葉県授業料減免 | 就学支援金 授業料減免 合計(月額) |
|-------------------------------------|---------------------------------|---|--------------------------|
| | 補助額 | 補助額 | |
| 生活保護を受けている | 33,000円 | なし (すでに上限額) | 33,000円 |
| 約590万円未満 | 33,000円 | なし (すでに上限額) | 33,000円 |
| 約640万円未満 | 9,900円 | 23,100円 | 33,000円 |
| 約750万円未満 | 9,900円 | 10,200円 | 20,100円 |
| 約910万円未満 | 9,900円 | なし | 9,900円 |
| 約910万円以上 | なし | なし | 0円 |
| 保護者のマイナンバーで 確認審査がおこなわれます | 年度内数回に分けて 授業料引落口座へ還付 | 年度末に減免の1年分 の額を、授業料引落口 座へ還付 | |

- ※ 千葉県授業料減免は、対象外になった場合でも、例外として減免を受けられることがあります。(さらに審査があります。)
- 年度内に住宅等の建物・土地・家財等に災害を受けた(罹災)
- 年度内に倒産・解雇により家計が急変した

4. 注意事項

どちらの制度も県や国との手続に時間がかかるため、補助金は後から入金する方法をとっております。
認定になる・ならないに関わらず、毎月の引落額は変わりませんので、ご了承ください。

マイナンバーカードをお持ちの方は、ご自身の課税標準額などを「マイナポータル」から確認する事ができます。(右のQRコード)

マイナポータルHP

